

令和6年度住民税非課税世帯への生活支援金 (1世帯あたり3万円・こども加算)

支給対象

令和6年12月13日に逗子市に住民登録があり、次にあてはまる世帯が支給対象です。

世帯全員が令和6年度住民税非課税の世帯

対象外となる世帯

令和6年度住民税課税者の方の扶養親族等のみからなる世帯

(例：令和6年度住民税課税者の親元を離れて暮らしている学生、
令和6年度住民税課税者のお子さんに扶養されている高齢者世帯など)

支給額：1世帯あたり3万円

※原則世帯主の方に支給します。

(こども加算)

上記3万円の支給対象となった世帯に、18歳以下の児童
(平成18年4月2日以降に生まれた児童)がいる場合

※受給後であっても、令和7年7月31日までに生まれたお子さんはこども加算の対象となります。
別途、申請が必要となりますので、必ず令和7年7月31日(木)までにお問い合わせください。

支給額：児童1人当たり2万円

申請期限 令和7年7月31日(木) (消印有効)